

平成29年度から
平成31年度

第2期 教育振興基本計画

～海をのぞみ 未来を拓く 大洗っ子の育成～



大洗町教育委員会

第2期教育振興基本計画 の策定に当たって



本町では、平成25年3月に第1期教育振興基本計画を策定し、町民の皆様や学校関係者、社会教育に係わる皆様の御協力をいただきながら、幼児教育、学校教育、社会教育のそれぞれの分野でさまざまな施策を推進してまいりました。この間、南小学校の開校をはじめとする教育環境の整備や、子どもたちの豊かな体験となる文化芸術活動、スポーツ活動の振興に積極的に取り組んできたところです。

21世紀の知識基盤社会の到来を迎えた今日、グローバル化や高度情報化の進展など、社会の著しい変化が進む一方で、人口の減少や少子高齢化の進展、家族のライフスタイルの多様化など、子どもたちの教育を取り巻く状況も大きく変化してきています。学習意欲をめぐる問題、不登校やいじめの問題、社会性の希薄化や自立の遅れの問題、家庭や地域社会の教育力の低下など、教育における多くの課題があります。

そのような中、国においては、平成25年6月に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、「4つの基本的方向性」と「8つの成果目標」、そして「30の基本施策」が掲げられました。それを受けて茨城県では、平成28年4月に新しい「いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）」が策定され、「一人一人が輝く教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」という基本テーマの下、4つの基本方針が掲げられました。

本町では、第1期教育振興基本計画の取組の成果と課題を踏まえつつ、上記の国や県の教育振興基本計画、さらには平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）」が示す方向性を参酌した上で、「第2期教育振興基本計画」を策定し、平成29年度から平成31年度までの3年間取り組むことと致しました。

今後の施策の推進に当たりましては、学校や家庭、地域、関係機関等の皆様それぞれの役割と機能が果たされ、相互の連携の下に「大洗っ子」の育成を目指していきたいと考えております。町民の皆様におかれましては、引き続き大洗の教育への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

大洗町教育長 飯島 郁郎

目 次

あいさつ

1 序 論

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	6
2 計画の範囲	7
3 計画の性格	7
4 計画期間	8
5 計画策定の経過	9

第2章 教育を取り巻く社会の動向

1 少子高齢化・人口減少社会の到来	10
2 情報化の進展	10
3 国際化の進展	11
4 科学技術の発展	11
5 地球環境・食料・エネルギー問題の深刻化	12
6 安全・安心意識の高まり	12

第3章 本町の現状と課題

1 豊かな人間性の育成	14
2 確かな学力の育成	14
3 健康や体力の育成	15
4 学校・家庭・地域の連携と協力	16
5 社会の変化に対応した学習機会の充実	17
6 質の高い教育環境の整備	18

2 基本構想

第1章 本町の教育振興の目標

第2章 施策の基本的方向

1 豊かな人間性をつちかう教育の推進	21
2 確かな学力の習得と活用する力の育成	22
3 健康な心と体を育てる教育の推進	24
4 学校・家庭・地域の連携	25
5 社会の変化に対応した教育の充実	26
6 安心して学べる質の高い教育環境づくり	27

3 基本計画

第1章 豊かな人間性を培う教育の推進

1 豊かな心育成（徳育）の推進	30
2 家庭・地域の役割の重視	30
3 就学前教育・学校教育の充実	31
4 優れた芸術や文化に触れる機会の設定	35

第2章 確かな学力の習得と活用する力の育成

1 確かな学力の育成	36
2 就学前教育の充実	37
3 特別支援教育の充実	38
4 家庭学習支援の推進	39
5 小中連携教育の推進	39

第3章 健康な心と体を育てる教育の推進

1 健康の保持・増進	40
2 体力の向上と学校体育活動の推進	41
3 子育て支援の推進	42

第4章 学校・地域・家庭の連携

1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	43
2 信頼される学校づくりの推進	43
3 地域における青少年健全育成活動の推進	44
4 総合的な放課後対策の推進	44

第5章 社会の変化に対応した教育の充実

1 進路指導・キャリア教育の推進	45
2 科学技術教育の推進	45
3 伝統や文化を尊重し国際性を育む教育の推進	46
4 情報教育の推進	47
5 環境教育の推進	48
6 社会的な課題に対応する教育の推進	48

第6章 安心して学べる質の高い教育環境づくり

1 教職員の資質向上	50
2 学校施設の整備と学校の組織運営の改善	51
3 子どもの安心・安全の確保	52
4 学習環境の整備・充実	53

第7章 計画推進にあたって

1 計画の点検と評価について	54
2 計画推進にあたっての関係機関との連携	54

《引用・参考文献》	56
参考資料	58



序 論

1

1 計画策定の背景と趣旨

これまで、わが国の教育は、その時々時代の要請に対応しながら、国民の教育水準を高め、人材の育成を通じて社会の発展に大きく寄与してきました。そして、豊かな経済社会の実現など大きな成果を収める基盤となってきました。

一方で、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、教育や子どもを取り巻く環境は大きく変化し、さまざまな課題が指摘されるようになりました。教育の現状に目を向けると、教育に対する信頼が揺らぎ、いくつもの大きな課題に直面している状況が見受けられます。例えば、学校におけるいじめや不登校のほか、子どもが加害者となるような悲惨な事件も起きています。さらには子どもたちの学ぶ意欲の低下なども懸念されています。また、社会全体の規範意識の低下、家族や地域についての価値観の変化などが、子どもの健やかな成長に影響を与えています。

このような状況を踏まえた上で、国は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、平成18年12月に教育基本法を改正しました。この改正教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示しました。また、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて教育振興基本計画を定めるようにとの努力目標が定められました。

大洗町においても、これまで5次にわたり大洗町総合計画を策定し、幼児教育・学校教育・社会教育それぞれに、目標と施策を示し、教育の振興に向けて総合的な推進を図ってきました。改正教育基本法の趣旨や、その間の東日本大震災をはじめとする社会状況、子どもたちを取り巻く環境の変化を勘案し、将来の町のリーダーや地域を支えていく人材を育てるべく、「教育立町」をめざす大洗町の教育に係る施策を一層力強く推進するために、より具体的な施策体系に組み直し、同時に各施策内容の深化・具体化・補完を図り、ここに「第2期教育振興基本計画」（平成25年～31年）として策定するものです。

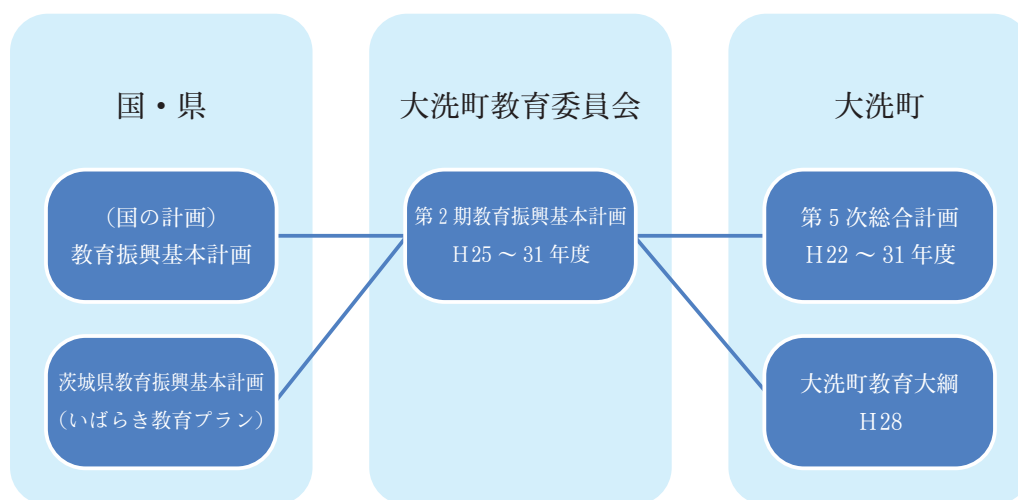
2 計画の範囲

幼児教育から義務教育の期間を中心とし、その前後の期間を含み、子どもたちを取り巻く家庭・地域社会、これらを支える行政を含めた教育にかかわる取組を範囲とします。

3 計画の性格

- (1) 本基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画（平成25年6月策定）及び茨城県教育振興基本計画〔いばらき教育プラン（平成28年4月策定）〕を参考に、本町の実情に応じた教育の振興のための施策に関して、総合的・計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

〈計画の位置づけ〉



- (2) 本基本計画における施策は、「第5次大洗町総合計画」の策定方針、ならびに「大洗町教育大綱」に基づき、他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

(3) 本基本計画は、教育推進の過程において、社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。

4 計画期間

第 1 期の基本計画の期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間としました。平成 28 年度には、第 1 期計画の 4 年間の評価を行うとともに、社会情勢や教育環境の変化、さらには国の政策や県の動向、大洗町教育大綱、中央教育審議会での審議経過と新学習指導要領の方向性などを考慮して、後期 3 年間の計画の見直しを行いました。

計 画 \ 年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
第5次総合計画											
	前期計画(H22~26)					後期計画(H27~31)					
教育振興基本計画								見直し期間			
				第1期計画					第2期計画		

5 計画策定の経過

第1期本計画の策定にあたっては、庁内に教育振興基本計画策定部会を設置し、基本的な考え方や計画・内容、施策の方向性等について検討を行ってきました。また、幼児教育・学校教育関係者をはじめ、PTA連絡協議会、子どもの育成に関係の深い団体の代表者および学識経験者等からなる、教育振興基本計画策定懇話会を開催し意見を聴くとともに、広く町民に計画案を公開し、意見を求めました。

平成28年度には、県の新たな「いばらき教育プラン」や「大洗町教育大綱」を基に前期計画の見直しを行い、平成29年度から31年度までの3年間における本町の教育目標、および取り組むべき施策の方向を明示する「第2期教育基本振興計画」を策定しました。

国の教育振興基本計画や茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）を踏まえると、教育を取り巻く社会の動向として、次の6つの動向があげられます。

1 少子高齢化・人口減少社会の到来

わが国では、平成17年度には死亡者数が出生数を上回る人口減少社会に入りました。国立社会保障・人口問題研究所による日本の市区町村将来人口推計によると、本町の人口は2020年に16,499人、2040年には12,485人と推計されています。これは本町に限ったことではなく、県内の多くの市町村においても少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、今後、様々な問題が懸念されます。

こうした状況は、経済活力の低下や社会保障費の増大による現役世代の負担の増加とともに、少子高齢化・核家族化を進展させ、地域のつながりの希薄化や家庭の養育力・介護力・地域活力の低下を招き、経済や社会、子どもの健全な成長に影響を与えると指摘されています。



2 情報化の進展

広範な分野で技術革新が進展する中、情報通信技術の普及と発達が飛躍的に進んでいます。これは地域社会の活性化という面では、住民の利便性の向上や安心安全な暮らしの実現といった効果が期待されています。一方で、インターネットや携帯電話等の急速な普及は、人々の生活様式を大きく変え、直接的な人と人との交流が希薄となり、また、活字離れが進み、これが人々

の想像力や考える力を弱めていると言われています。加えて、情報セキュリティの確保や情報モラル^(※1)の重要性、インターネットや携帯電話による犯罪への対策など情報化の進展に伴う課題も指摘されています。

3 国際化の進展

本町では町内に居住、就業する外国人やその家族が増加し、幼稚園や保育園、小学校、中学校へ就学する子どもの数が増えています。また、茨城空港の開港により、アジアとの交流が深まるとともに、経済活動や人の往来が拡大し、外国人観光客などの来町者数が増加しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、今後も増加が見込まれます。

そこで、本町を訪れた外国人を温かく迎えらる国際感覚豊かな子どもの育成を進めるとともに、身近な外国籍の友達との交流の中で、互いに理解を深めながら学校生活を送ることができるよう指導していくことが大切です。



4 科学技術の発展

現代の情報通信技術(ICT:information and communication technology)や科学技術は日進月歩であり、人々の生活の利便性を急速に向上させています。ICTを活用したネットワーク化は、人と人とのつながりを変え、子どもたちの生活にも大きな影響を与えています。今後もさらに発展していくものと予想されます。資源の乏しいわが国にとって、国民の知的創造力は最大の資源であり、そのために科学技術の発展は重要であると言われています。

※1

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度。

今後もわが国が世界の中で確たる地位を維持するためには、科学技術イノベーションの果たす役割は非常に大であり、それらを担う研究者・技術者などの人的資源の充実や小中学校段階からの理科教育等の改善が求められています。



5 地球環境・食料・エネルギー問題への深刻化

現代の環境問題については、大気や水質、土壌の汚染、騒音や廃棄物、自然保護や生態系の問題、地球温暖化・気候変動など、身近なものから地球規模なものまで、非常に幅広く、さまざまな指摘がなされています。食料やエネルギー資源の大部分を海外に依存しているわが国にとって、その安定供給の確保は常に重要な課題となっています。食料・エネルギー問題は地球環境問題と深く関わっており、国際社会では、持続可能な社会の構築を目指した取組が行われています。わが国においても、環境問題、食料・エネルギーの問題の解決に向けて、国民の意識の変革とライフスタイルや社会システム^(※2)の見直しが求められています。

※2 社会システム
社会の制度や組織、
体系、系統など

6 安心・安全意識の高まり

今後、発生が予想される首都直下地震、南海トラフ巨大地震や大規模火山噴火、地球温暖化に伴い激甚化するおそれがある風水害や土砂災害など、大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。人々の安心や安全を求める声は、着実に高まっています。

教育の面においても、社会状況や人々の生活状況の変化の中、メンタル

ヘルス^(※3)に関する課題を抱える子どもや適切な食習慣が身についていない子どもが増加するとともに、子どもを標的とする事件の発生や性に関する問題行動など、子どもの健康と安全に関する課題が生じており、その解決への対策が求められています。

※3 メンタルヘルス
心の健康

1 豊かな人間性の育成

「豊かな人間性」とは、美しいものに感動したり、自分を大事にするとともに他人を思いやったり、感謝の気持ちをもって、明るく前向きに生きようとするなどの気持ちをもっていることです。

近年、それらの育成を担ってきた家庭や地域の教育力の低下が叫ばれ、「子どもたちにきちんとした基本的な生活習慣を身に付けさせたい、規範意識を高めたい、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育みたい」という家庭や地域の願いが、年々大きくなっています。

本町においても、子どもたちの基本的な生活習慣の確実な習得や規範意識の向上、そして思いやりの心の育成は、大きな課題の1つです。それらを解決していくためには、学校・家庭・地域が、子どもの発達段階に応じて、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。例えば、家庭ではしっかりとした生活体験を、学校や地域では自然体験・社会体験といった子どもたちの学習機会を充実させていくことが考えられます。また、家庭や学校を核にして、知識を広め心を豊かにするために、読書活動等を充実させていくことも大切です。このような総合的な取組をとおして、子どもたちの豊かな人間性を育てていきます。



2 確かな学力の育成

子どもたちの学力は、国際的に見て成績は上位にあるものの、全国学力・学習状況調査の結果から見ると、判断力や表現力が十分に身に付いていないこと、勉強が好きだと思う子どもが少なく、学習意欲が必ずしも高くないこと、学校の授業以外の勉強時間が少ないなど、学習習慣が十分身に付

いていないなどの点が課題となっています。

これは、茨城県においても同様の傾向が見られています。また、学力に関連して、自然体験・生活体験など子どもたちの学びを支える体験が不足し、人やものに関わる力が低下していることも課題となっています。

本町の子どもたちについての前述の調査から、教科に関する調査では、知識や技能の習得と活用両面にその向上が求められます。また、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査では、学習への関心は、ほぼ全国平均と同じであるものの、家庭学習の時間が少ないことや自尊心が低いといった課題が見られます。

本町の子どもたちへの確かな学力の育成のためには、今後、日々の授業の改善や個に応じた指導の展開といった視点とともに、幼児期から中学校卒業までを視野に入れた計画的な学びへの支援が必要だと考えられます。子どもたちが学習習慣を十分に身に付けていくとともに、自分のよさに気づき、学びへの意欲を高めていくことが、確かな学力の育成につながるものと考えます。



3 健康や体力の育成

子どもの健康や体力については、これまでさまざま懸念が指摘されてきました。例えば、朝食欠食や偏食・肥満傾向の増加などに代表される生活習慣の乱れ、運動機会の減少による体力・運動能力の低下、生活環境の急激な変化によるアレルギー疾患などの増加等があげられます。特に、「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、成長期にある子どもたちにとって深刻な問題です。また、情報化の負の面を象徴する性に関する問題行動や薬物の乱用など、現代的な課題も懸念されます。

本町の子どもたちにとっても、朝食の摂取などのしっかりとした生活習

慣を、小さいうちからきちんと身に付けることの重要性は変わりありません。学校によって違いはありますが、朝食摂取率80%台前半のところもあり、食育を通して、健康な体についての子どもたちの意識の向上を図るとともに、保護者との協力体制の構築が求められます。また、こども課・健康増進課等との連携を図り、子育て支援や親子での健康づくり等に取り組むことも大切です。さらに、健康をむしばむ薬物などの課題に対しては、地域の医療機関や専門家と連携し防止に向けて着実な取組が求められます。

体力の面では、生活全体から日常的な身体運動が減少しており、本町の児童生徒の体力は改善傾向は見られるもののまだ課題があります。幼児期から遊びや運動に親しむ環境をつくるとともに、学校教育はもとより、地域・家庭でも体力の向上に取り組む必要があります。



4 学校・家庭・地域の連携と協力

家庭・地域の教育力の低下が指摘されていますが、そのような中だからこそ、子どもたちの成長の基盤となる家庭の役割は、大きなものがあります。また、間接的に家庭を支える地域の役割も見逃すことができません。教育については、直接的には就学前教育や学校教育が担いますが、子どもたちがよりよく成長していくためには、家庭・地域が教育に対する関心と理解を一層深め、行政機関や地域のNPO法人・企業などとも連携し、保育所（園）・幼稚園・学校を核としながら、子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安心・安全の確保など、町ぐるみの取組が重要となります。

本町では、平成10年「大洗町学校地域連携推進委員会」を組織し、学校・PTA・地域支援者の連携を進めてきました。平成14年からは、地域の指導者を登録し、幼稚園・保育所（園）の行事や学校、公民館講座、体験活動

交流センター等にて指導者やボランティアとして活動する取組が始められました。青少年健全育成の面でも、青少年センターを核として、青少年相談員や青少年健全育成関係団体が連携し、環境の整備や青少年の健全育成のための取組が実施されています。

今後もこれらの連携の一層の充実を図り、子どもたちのよりよい成長を支援していくことが必要です。また、保護者や地域住民との連携・協力のためには、地域住民の学校への関心、学校に対する理解と信頼が欠かせません。そのためには、学校からの積極的な情報提供が一層大切となります。



5 社会の変化に対応した学習機会の充実

科学技術の発展や情報化が進むとともに、世界の国や地域との距離も縮まり、子どもたちをとりまく環境も大きく変化しています。そのような中、子どもたちには、科学的なものの見方を身に付けることや、さまざまな形で入ってくる情報から適切なものを判断し活用する力、広い視野から他国の文化や習慣を理解し尊重する態度、外国語の習得をはじめとして幅広いコミュニケーション能力を身に付けることなどが求められています。さらに、今日的な課題である環境保護や省エネルギーへの意識の向上、国民としての責任の自覚も必要です。

本町においては、身近に科学施設が立地している環境を生かして、子どもたちに豊かな科学的素養を育むことができます。また、豊かな自然に裏打ちされたさまざまな産業・文化に直接ふれあうことをとおして、ふるさとへの理解を深めるとともに、環境やエネル



ギー問題を学ぶことができます。さらに、身近な外国人児童生徒とのふれあい等をとおして、他国の文化や習慣・言語に接する機会にも恵まれています。

これからは、それらの中から必要な情報を適切に選択するとともに、さまざまな学習機会を意図的・計画的に提供していく必要があります。

6 質の高い教育環境の整備

教育改革の取組をとおして、教育環境の質の問題が指摘されるようになりました。

本町では、中学校校舎整備にあたって、生徒の自主性・自律性・自発性を高めるのに有効な「教科教室型システム」^(※4)を採用し、その効果的な運用にさまざまな創意工夫を重ねてきました。また、平成28年4月には南小学校が開校し、町内2小学校2中学校の校舎整備事業が完了しました。今後は教育内容の充実に努め、小中が連携しつつ子どもの発達に即した教育課程の編成に取り組んで参ります。

これまで教職員が子どもと向き合うための環境づくりや、専門性を生かした質の高い教育の提供のために、業務の改善や町独自に講師を採用するなどの人的な支援、校舎建築をはじめとする物的な整備を進めてきました。これらについては今後も、継続して取り組む必要があります。

また、東日本大震災の体験から、登下校時や校内外における事件・事故・災害などから子どもたちを守るためには、子どもたち自身の危機への対応能力を高めることが重要であり、その育成を図っていきます。さらに、学校と家庭・地域が連携し、町ぐるみで子どもたちを守り育てる体制づくりを進めて参ります。



※4 教科教室型システム
普通教室と呼ばれる
教室を持たず、教科ご
とに別々の専用教室を
設けること。



基本構想

2

教育を取り巻く社会の変化や教育の課題を踏まえるとともに、「大洗町の象徴である海」からさまざまなことを学び、「大海原のような洋々たる自己の未来を拓くために、懸命に努力を積み重ね、海のような大きな存在となり、やがて人々に多くの幸せをおくることができるような人に育ててほしい」という私たちの願いを込め、基本計画における教育の目標を次のようにしました。

海をのぞみ 未来を拓く 大洗っ子の育成

～広く社会を見つめ 深く人を思いやり

大きな夢をもって生きる人に～

◇大洗町の象徴である海

海は、時に猛々しく荒れ狂うことがありますが、ふだんは眼前にゆったりと広がり「大きい」、「広い」、「洋々たる」、「強い」、「恵み」といったプラスのイメージを膨らませる存在であり、漁業資源や観光資源をはじめとする様々な資源の宝庫でもあります。そして、これまで大洗町の人々の生活や文化の在り方にも大きな影響を与えてきました。人々にとって、限りなく大きな存在でもあります。

◇のぞみ

「のぞみ」は、「望みつつ、望みながら」を表し、「未来を拓く」に繋がっています。「自己の未来を眺めながら進んでいく大洗の子どもたち」を示しています。

第2章 施策の基本的方向

教育振興の目標を踏まえ、6つの基本的方向を定め、26の施策と86の主な取組を展開します。

基本的方向 1

豊かな人間性をつちかう教育の推進
(徳…優しく)

【施策1】豊かな心育成（徳育）の推進

- ・ 幼児教育・学校教育の場の活用
- ・ 町民への啓発と浸透

【施策2】家庭・地域の役割の重視

- ・ 健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備
- ・ 地域全体での子育て参加の促進
- ・ 社会性の基礎の育成
- ・ 交流活動・体験活動の充実
- ・ P T A活動の充実

【施策3】就学前教育・学校教育の充実

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の充実
- ・ 各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現
- ・ 多様な学習機会の拡充
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 人権教育の推進
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 体験活動の推進

- ・ 読書活動の推進
- ・ 生徒指導体制の充実
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ いじめ・不登校対策の推進

【施策4】優れた芸術や文化に触れる機会の設定

- ・ 芸術・文化的活動の推進
- ・ 優れた芸術・文化鑑賞の機会の確保

基本的方向 2

確かな学力の習得と活用する力の育成 (知…賢く)

【施策1】 確かな学力の習得と活用する力の育成

- ・ 進んで学習に取り組む意欲と学び続ける態度の育成
- ・ 全国学力・学習状況調査結果などの分析と活用の推進
- ・ 少人数指導などのきめ細かな指導の充実
- ・ 学びの姿勢づくり…… 学びに向かう力、人間性の涵養
- ・ 基礎・基本の確実な定着…… 生きて働く知識、技能の習得
- ・ 思考力、判断力、表現力の育成
- ・ 問題解決的な学習を行い、既習事項の活用を図る
- ・ 日常生活や他教科の学習等の中で活用する場を設定する

【施策2】 就学前教育の推進

- ・ 教育内容の充実
- ・ 就学前教育と学校教育の円滑な接続の推進

【施策3】 特別支援教育の推進

- ・ 就学前からの支援体制の整備
- ・ 学校の支援体制の整備
- ・ 特別支援学校との連携の促進
- ・ 教職員の専門性の向上と発達障害等への理解の促進
- ・ 多様な教育的ニーズに対応できる学びの場の確保
- ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成
- ・ 多様性を尊重する態度の育成

【施策4】 家庭学習支援の推進

- ・ 家庭学習の手引きの作成と活用
- ・ 家庭での読書活動の推進

【施策5】 小中連携教育の推進

- ・ 学び・生活・ふれあいをつなげる教育の推進
- ・ 授業・行事等での交流の推進
- ・ 教職員の相互理解の推進

基本的方向 3 健康な心と体を育てる教育の推進 (体・情…たくましく)

【施策1】 健康の保持・増進

- ・ 食育の推進
- ・ 学校保健の充実
- ・ 「薬物乱用防止教室」等の推進

【施策2】 体力の向上と学校体育活動の推進

- ・ 望ましい生活習慣の確立
- ・ 遊びをとおした体力づくりの推進
- ・ 学校体育の充実
- ・ 運動部活動の充実

【施策3】 子育て支援の推進

- ・ センターの機能の充実
- ・ 各種相談事業の推進
- ・ 生涯学習関連施設等の活用による体験活動の推進

基本的方向 4 学校・家庭・地域の連携

【施策1】 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

- ・ 学校地域連携推進委員会の充実
- ・ 地域の人材の活用の推進
- ・ これからの時代に求められる資質、能力を学校と社会とで共通に認識する

【施策2】 信頼される学校づくりの推進

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現
- ・ 開かれた学校づくりの推進
- ・ 地域と学校を結ぶ有機的な学校評価

【施策3】 地域における青少年の健全育成活動の推進

- ・ 青少年の健全育成の推進

【施策4】 総合的な放課後対策の推進

- ・ 放課後子どもプラン推進事業の推進
- ・ 放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携

基本的方向 5 社会の変化に対応した教育の充実

【施策1】 進路指導・キャリア教育の推進

- ・ 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- ・ 職場体験活動などの充実

【施策2】 科学技術教育の推進

- ・ 理科授業の充実
- ・ 体験的活動の重視

【施策3】 伝統や文化を尊重し国際性を育む教育の推進

- ・ 地域の歴史や伝統文化に親しむ教育の推進
- ・ 外国人児童生徒の教育の充実
- ・ 国際性を育む教育の推進
- ・ 小学校段階からの外国語活動の推進

【施策4】 情報教育の推進

- ・ ICT^(※1)活用の推進
- ・ 情報モラル教育の充実
- ・ 情報活用能力の育成

※1 ICT
情報や通信に関する技術の総称。P.C、デジタルカメラ等を用いて、学習者に新しいコミュニケーション環境を提供しようとする教育がICT教育とよばれる。

【施策5】 環境教育の推進

- ・ 自然体験活動の推進
- ・ 環境美化活動の推進

【施策6】 社会的な課題に対応する教育の推進

- ・ ボランティア・福祉教育の推進
- ・ 選挙・納税等に関する教育の推進

**基本的方向 6 安心して学べる質の高い教育
環境づくり****【施策1】 教職員の資質向上**

- ・ 教職員研修の充実
- ・ 子どもに向き合う環境づくり
- ・ 幼保小中連携の推進

【施策2】 学校施設の整備と学校の組織運営の改善

- ・ 学校施設の整備と活用の推進
- ・ 学校評価の推進

【施策3】 子どもの安心・安全の確保

- ・ 安全教育の推進
- ・ 学校の危機管理体制の整備
- ・ 家庭・地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

【施策4】 学習環境の整備・充実

- ・ 就学に係る援助の充実
- ・ 学校図書室の整備・教材の整備



基本計画

3

第1章 豊かな人間性をつちかう教育の推進 (徳…優しく)

【施策1】豊かな心育成（徳育）の推進

○ 幼児教育・学校教育の場の活用

子どもたちの豊かな心の育成のために、「あいさつ・朝食の摂取・読書・お手伝い」の実践を指導するとともに、学校便りや学校HP、作品の募集、強調月間の設定などを活用し、子どもたちの発達段階に即した徳育^(※1)と保護者への啓発に努めます。

○ 町民への啓発と浸透

町ぐるみで子どもたちの豊かな心の育成に取り組むために、「豊かな心育成宣言」を学校や保護者だけでなく広く町民に周知し、あいさつの励行など、その模範となるよう各種団体と連携・協力して取り組みます。

※1 徳育

社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成の営み。(子どもの徳育に関する懇談会)

【施策2】家庭・地域の役割の重視

○ 健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備

地域での人間関係の希薄化や核家族化の進行などによる、子育て家庭の孤立化や子育ての不安の増大、子育ての経験や知識・技術などの世代間の伝承の途絶などの現状を踏まえ、こども課等との協力をとおして、仲間づくりや子育てに関する学習、情報の提供、相談体制の充実、父親の家庭参画などを支援していきます。



○ 地域全体の子育て参加の促進

子育ての基本は家庭にあります。その家族や子どもは地域社会の中で生活しており、周囲の人々や環境からさまざまな影響を受け

ています。そこで、こども課の諸施策と連携して、地域ぐるみで子育て家庭を支援したり、親の目の届かないところで、子どもを見守る体制づくりを支援していきます。

○ 交流活動・体験活動の充実

地域ぐるみで子どもたちの望ましい成長を図っていくために、高齢者とのふれあいなどの世代間交流やスポーツをとおしての地域間交流、地域の伝統行事への親子での参加の促進、子どもの遊び環境の整備などを、関係する部門や団体と協力して進めていきます。子どもたちが様々な体験活動をとおして、自主性・自立性を養うことができるよう、学校・家庭・地域・企業が連携して取り組みます。

○ P T A 活動の充実

子育ての不安や悩みの低減・解消のために、学校と保護者、保護者同士の交流を進め、保護者のP T A活動への参加の促進と活動の活性化を図っていきます。また、子どもの基本的生活習慣や生活リズムを身に付けるための「早寝・早起き・朝ごはん」運動を、P T Aが主体となって推進していきます。



【施策3】就学前教育・学校教育の充実

○ 多様な体験や学習機会の拡充

子どもたちの望ましい成長を図るために、遊び方の指導、仲間づくりなどを支援していきます。また、生涯学習関連施設などの既存の施設を活用し、子どもたちが体験をとおして、ルールやマナー、他者とのかかわりなどを学ぶ機会を拡充していきます。

※2 道徳教育推進教師
校長の方針の下、道徳教育の推進を主に担当する教師。

○ 道徳教育の充実

- ・ 幼児教育では、集団生活をとおして、人とかかわる力の基礎を養い、「よいことや悪いこと」に気づかせるなど、生活のために必要な習慣や態度の育成に努めます。



- ・ 小中学校においては、道徳教育推進教師^(※2)を中心とした指導体制を充実させるとともに、有効で具体性のある全体計画と道徳の時間の年間指導計画の工夫と改善に努めます。また、児童生徒の発達段階や特性を考慮し、自覚を深める道徳的価値を明確にした授業の工夫を行います。
- ・ 小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度からの「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて、道徳の授業の質の向上に努めます。指導のねらいに即して、問題解決的な学習や体験的な学習を適切に取り入れるなど、教員の指導力を高めるための道徳教育の研修の充実を図っていきます。

○ 人権教育の充実

- ・ 家庭教育学級における人権学習の充実や公民館などの社会教育施設を中心にした人権に関する学習機会の充実に努めます。



- ・ 小中学校での望ましい人間関係づくりや人権尊重、男女共同参画の意識と実践力を養う学習活動の展開、教職員の指導力向上のための研修に努めます。

○ ボランティア活動の推進

- ・ 各学校において、児童生徒も社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高める指導内容・方法の工夫・改善を行い、児童生徒などのボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験を推進します。

○ 体験活動の推進

- 豊かな心を育むため、異年齢の子どもたちとのふれあい体験などの世代間交流や磯遊び、農業体験、漁体験などの自然体験活動を推進します。



○ 読書活動の推進

- 学校における朝読書の充実、読み聞かせボランティアの活用、学校図書室の充実など読書の楽しさを体験させる取組を進めます。
- 大洗町「みんなにすすめたい一冊の本」事業を推進するとともに、国語の授業と関連させた読書の取組や、各教科の学習活動とおした読書活動を推進し、読書の質と量の両面の充実に努めます。



○ 生徒指導体制の充実

- 心の教育を進めるために、教師と児童生徒、児童生徒間の望ましい人間関係づくりに努め、児童生徒の自己指導能力^(※3)の育成などの児童生徒理解に基づいた指導を進めます。
- いじめや暴力行為などには組織的に対応する校内の指導体制を確立します。また、地域の関係団体や児童相談所、警察署などの関係諸機関との連携に努めます。
- 児童生徒の望ましい成長をともに支えるために、家庭・地域との信頼関係の醸成に努めます。
- 学校・家庭・地域が連携を深め、社会全体で児童生徒を育てる体制を構築し、幼少期から「きまりや規律を守ること」や「思いやりをもつこと」などについて、子どもの発達段階に応じて身に付けさせる取組を推進します。



※3 自己指導能力
その場、その場で、どのような行動が適切であるか、自分で判断し、決定して実行する能力。

※4
親と子どもの相談室「す
くすくなぎさ」

- ・ 各小中学校においては、生徒指導体制の充実を図り、児童生徒一人一人の自己有用感を高める学級づくりや授業づくりを進めるとともに、心の教育を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。

○ 教育相談体制の充実

- ・ 教育センターの機能^(※4)を充実し、来所相談・電話相談や家庭・学校を訪問しての相談活動を行います。また、児童相談所などのさまざまな関係機関と連携し、就学相談や不適応を起こしている児童生徒への集団適応指導や保護者への相談活動の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラーや専門医等、心の問題に関する専門家の力を有効に活用して、いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見および早期対応を図っていきます。
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談に関する校内研修を行うことにより、教職員が不安や悩みを抱えた児童生徒に対して、より適切な指導・援助ができるようにします。

○ いじめ・不登校対策の推進

- ・ それぞれの学級・学校において、児童生徒一人一人に居場所があり安心して生活できるような環境が整えられていることが大切です。そのために、安心できる集団づくりや児童生徒とのふだんのかかわりを大事にします。
- ・ 教職員の感性を磨くとともに、児童生徒との定期的な面談やチェックリストの活用、養護教諭との連携を図り、問題の早期発見・早期対応や一人一人への適切な対応に努めます。
- ・ スクールカウンセラーや町教育センター相談員、茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター等と協力し、児童生徒・保護者の心の安定を図ります。
- ・ 町教育センターの機能を生かし、不登校や思春期の問題、発達障害など、様々な悩みをもつ子どもたちからの相談に応じ、子どもたちの心の問題に対応していきます。

【施策4】優れた芸術や文化に触れる機会の設定

○ 芸術・文化的活動の推進

芸術文化祭や大洗音楽祭などの開催により、若い子どもたちも楽しめる展示や発表などを充実させ、子どもたちの豊かな感性と創造性を育てていきます。



○ 優れた芸術・文化鑑賞の機会の確保

町の文化センターや博物館、近隣の美術館等において、子どもたちが幼い頃から芸術・文化を鑑賞したり体験したりできる機会の充実を図ります。



第2章 確かな学力の習得と活用する力の育成
(知…賢く)

【施策1】 確かな学力の習得と活用する力の育成

○ 進んで学習に取り組む意欲と学び続ける態度の育成

- ・ 各学校は、その実態や特色を生かした学校改善プランを作成し、「確かな学力」の定着に、組織的・計画的に取り組んでいきます。また、教育委員会は、積極的にその助言・指導を行います。
- ・ 学習指導要領に基づき、児童生徒がわかる授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。
- ・ 見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現します。
- ・ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」の実現します。
- ・ 各教科等で習得した知識や、「見方・考え方」を働かせ、問題を解決したり、自己の考えを表現したりする「深い学び」の実現します。
- ・ 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善に努め、各教科内容等の深い理解や新しい時代に必要とされる資質・能力の育成に努めます。
- ・ 小学校の教育を一層魅力あるものとするとともに、中学校での教科教室型システムのより効果的な運用を進め、教育力を向上を図ります。



○ 基礎・基本の確実な定着と活用する力の育成

- ・ 町採用の社会人TTや教育支援員の配置等により、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努め、基礎・基本の確実な定着を図ります。
- ・ 小学校における大洗塾「夏休みチャレンジ教室」や、中学校での大洗塾「放課後チャレンジ教室」等により、小学校および中学校の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習熟を図ります。

- 問題解決的な学習を取り入れ、既習事項の活用を図ります。日常生活や他教科の学習で活用する場を設定することにより、各教科で習得した知識・技術や考え方を活用する力を鍛えていきます。



【施策2】 就学前教育の推進

○ 教育内容の充実

- 生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人一人の発達に即した教育内容の充実を図ります。
- 幼児教育に必要な専門的知識・技能についての研修会を実施し、幼児教育の指導力の向上を図っていきます。

○ 就学前教育と学校教育の円滑な接続の推進

- 幼稚園教員や保育士と小学校教員との相互交流や研修会を行うとともに、幼児と児童のさまざまな交流活動をとおして、情報の共有化を進め、小一プロブレム^(※5)の解消を図ります。
- 保育所（園）、幼稚園、小学校による研修会を実施し、教職員の相互交流をとおして、学びの連続性を視野に入れた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けての研究の充実を図っていきます。



○ 保育所（園）と幼稚園の連携の推進

就学前教育の質の向上に向け、相互保育参観や共同研究をとおして、教育内容の共通理解や保育技術の向上を図るとともに、情報の共有化を図ります。

※5 小一プロブレム
小学校の生活になじめず、教員の話が聞けなかったり、授業中に歩き回ったりするなどして、長時間にわたり授業が成り立たないというような状況

【施策3】 特別支援教育の推進

- 就学前からの支援体制の整備
 - ・ 保育所（園）や幼稚園への継続的な訪問や就学时健康診断など一貫した支援体制の充実に努めます。
 - ・ 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実に向け、健康増進課・こども課・福祉課等の関係機関との連携を推進します。
 - ・ 長期的な支援の視点に立った計画である「個別の教育支援計画」を作成し、積極的な活用を図るとともに、進学先との円滑な引継ぎに努めていきます。

- 学校の支援体制の整備
 - ・ さまざまな問題を抱えた子どもたち一人一人に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援員の配置を進めます。また、通級指導教室の整備・充実や普通学級との交流を進めます。
 - ・ 幼稚園、各小・中学校の特別支援教育の中心となるリーダー（特別支援教育コーディネーター）を養成し、各校園の特別支援教育体制の強化を図ります。

- 特別支援学校との連携の促進

特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校の校内委員会への支援や、個別の指導計画・教育支援計画の作成・活用を進めます。

- 教職員の専門性の向上と発達障害等への理解の促進

学校（園）全体で発達障害等のある幼児児童生徒を支援するための校（園）内体制の強化を図ります。管理職が先頭に立ってすべての教職員が、特別支援教育の理念や発達障害等の特性および支援方法等について理解し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、校内研修の充実に努めます。

【施策4】 家庭学習支援の推進

○ 家庭学習の手引きの作成と活用

児童生徒の「確かな学力」の定着と学習習慣の形成に向け、小中学校間の連携・学校と家庭との連携を踏まえた「家庭学習の手引き」を作成し、家庭学習への支援を推進します。

○ 家庭での読書活動の推進

読書は、児童生徒の言語力や思考力・判断力・表現力等を高める上で有効であり、家庭においても読書習慣の定着を図ることが大切です。そのために、児童生徒の指導とともに保護者への啓発に努めます。

【施策5】 小中連携教育の推進

○ 学び・生活・ふれあいをつなげる教育の推進

義務教育の9年間を連続した期間としてとらえ、継続した指導のもと、生活・学習指導上の課題の改善を図り、自ら考え、判断し、解決していく大洗っ子の育成に努めます。

○ 授業・行事等での交流の推進

中一ギャップ^(※6)の解消のため、学習指導や生徒指導の共通理解を図ります。また、授業をとおして小中学校教師の交流、児童生徒による行事への活動支援などを進めます。



○ 教職員の相互理解の促進

小小・小中連携を推進するために、相互の授業参観、共同授業や合同研修会等の実施を進めます。

※6 中一ギャップ
小学校から中学校に進学するときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象

第3章 健康な心と体を育てる教育の推進 (体・情…たくましく)

【施策1】 健康の保持・増進

○ 食育の推進

- ・ 子どもたちに望ましい食習慣を身につけさせるために、学校と家庭が連携して、朝食欠食の解消に取り組みます。
- ・ 学校における食育の推進者である栄養教諭等の指導力を向上させるために、研修会等への積極的な参加を進めます。
- ・ 学校給食における地産地消を推進し、地域の食文化や食料生産、流通、消費等に対する児童生徒の理解を深めることに努めます。
- ・ 学校給食の一層の安全と安心を確保するために、衛生管理の徹底を図るとともに、施設・設備の適正な管理を行います。
- ・ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることや、自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深め、生産者や加工者・流通者との交流給食の取組を推進します。



○ 学校保健の充実

- ・ 各学校にて、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、学校保健安全計画をより充実させ、児童生徒の生活のリズムを整え、自己管理能力^(※7)の向上を図るなど学校保健活動を推進します。また、学校間の学校保健委員会の交流・充実を図ります。

○ 「薬物乱用防止教室」等の推進

児童生徒の適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力の育成を目指し、外部講師を招聘しての薬物乱用防止教室（喫煙・飲酒等）や性に関する教室等を発達段階に応じて開催し、学校保健・健康教育の一層の充実を図ります。

※7 自己管理能力
時間・健康・精神力
など、自分をコントロールする力

【施策2】 体力の向上と学校体育活動の推進

○ 望ましい生活習慣の確立

家庭と連携を図りながら日々の生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を見につけ、自立した生活を送るための基盤づくりを進めます。

○ 遊びをとおした体力づくりの推進

休み時間等を利用した外遊びや集団遊びを奨励し、運動の日常化を進めていきます。



○ 学校体育の充実

- ・ 児童生徒の体力アップに積極的に取り組むとともに、教員の専門的な指導力を高めるために、優れた教育実践の活用や各種講習会への積極的な参加、スポーツ選手との交流などを進めます。
- ・ 学校体育指導資料や映像資料の活用促進により、体育ならびに保健体育科の授業改善に努め、学習指導要領における指導内容の確実な定着を図ります。



○ 運動部活動の充実

- ・ 生徒が目標をもって練習に取り組み、基本的な運動能力を高めるとともに、礼儀やマナー、ルールを尊重する心を育て、協調性や責任感、連帯感などの育成に努めます。
- ・ 教職員の指導をサポートする地域の指導者を活用し、専門性を生かした活動が展開できるように努めます。

- 生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにすることができるようにすることを目指し、指導者の指導力向上や外部指導者の活用等による魅力ある運動部活動を推進します。
- 教員の負担軽減も考慮しつつ、地域の人々の協力、社会教育との連携など運用上の工夫をします。



【施策3】 子育て支援の推進

- センターの機能の充実
保育所（園）や幼稚園における人材等を活用し、センター的役割として、子どもや保護者を対象とした子育て支援を進めます。
- 各種相談事業の推進
保護者を対象とした子育て相談に応じたり、保護者同士のコミュニケーションを図ったりできる場の提供に取り組んでいきます。
- 生涯学習関連施設等の活用による体験活動の推進
町内のスポーツ施設や文化施設を活用し、異年齢の子どもたちの交流や保護者同士の交流を進めます。

第4章 学校・家庭・地域の連携

【施策1】 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

- 学校地域連携推進委員会の充実
 - ・ 各小中学校の地域連携推進委員会の活動を通じて、保護者や地域住民と学校が一体となった子どもの育成を進めるとともに、各種取り組みをとおして、地域の教育力の向上を図ります。
- 地域の人材活用の推進
 - ・ 社会人講師（ゲストティーチャー）や部活動外部指導者、三人寄れば文殊塾、読み聞かせボランティア等、地域のさまざまな人材の活用を進めます。
 - ・ 学校・家庭・地域が連携協力して、学校のニーズに応えられるボランティアを発掘するとともに、学校とボランティアをマッチングさせる学校支援コーディネーター（仮称）の育成に努めていきます。



【施策2】 信頼される学校づくりの推進

- 開かれた学校づくりの推進

学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の人々に広く知らせ、理解と協力を得るために、地域への学校公開の実施や学校のホームページの更新、学校だよりでの広報等を積極的に進めます。
- 地域と学校を結ぶ有機的な学校評価

学校評価が、形式的なものに終わらず、教育水準の向上と地域に

開かれた学校づくりに役立つものとなるよう、評価結果を積極的に公表し、学校運営の改善を推進します。

【施策3】 地域における青少年の健全育成活動の推進

○ 青少年健全育成の推進

町青少年センターを核として、青少年育成会議など関係団体の各種活動を促進するとともに、連携して、青少年健全育成と非行防止などの取り組みを進めます。

【施策4】 総合的な放課後対策の推進

○ 放課後子どもプラン推進事業の推進

町内の既存施設等を活用した子どもたちの安心・安全な居場所づくりと地域住民の参画を得て放課後の子どもたちの活動を支援します。

第5章 社会の変化に対応した教育の充実

【施策1】 進路指導・キャリア教育の推進

○ 発達段階に応じたキャリア教育の推進

学校の教育活動全体をとおして、職業についての指導充実を図るとともに、子どもたちが将来の夢や目標をもって、学習や生活に臨めるように計画的・組織的にキャリア教育^(※8)に取り組んでいきます。

○ 職場体験・商業体験活動等の充実

多くの児童生徒が職場での実務を体験できるように、地域の企業や団体と連携・協力して取り組んでいきます。



※8 キャリア教育

経験を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育

【施策2】 科学技術教育の推進

○ 理科授業の充実

理科の免許を有する教員が高い専門性を活かした授業を展開する小学校の教科担任制の導入や、理科専科教員の出前授業^(※9)などにより、児童の理科に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図り、科学に対する知的好奇心、探求心を育成します。

○ 体験的活動の重視

授業での観察・実験の重視とともに、地域の科学関係施設や水族館等の利用と連携を図り、児童生徒が最先端の科学技術に触れる機会などを設け、児童生徒の科学への興味・関心を高めていきます。



※9 出前授業

社会人講師などが、学校を訪問し、仕事で得た知識やノウハウを生かし特別な授業を行うこと

【施策3】 伝統や文化を尊重し国際性を育む教育の推進

○ 伝統文化に親しむ教育の推進

- ・ 地域の資源を活用しながら、わが国の伝統・文化に対する理解を深める学習を進めます。また、ふるさとに誇りがもてるよう、ふるさと大洗の歴史や風土などに関する教育を充実します。
- ・ 地域に根ざした伝統文化の重要性を子どもたちに指導し、小学校の「総合的な学習の時間」や放課後・週末等の地域団体による伝統文化を継承する活動をとおして、保存意識の高揚や後継者の養成を促進します。

○ 外国人児童生徒の教育の充実

日本語指導や学校生活の相談など、外国人児童生徒に対する必要な支援を行います。また、日本語指導の質の向上を図るために、担当教員の研修や情報の共有化を進めます。

○ 国際性を育む教育の推進

- ・ 国際交流や海外研修の実施など、国際理解教育を推進します。
- ・ 外国籍児童生徒の海外での経験を生かし、児童生徒との相互啓発をとおして、国際理解を深める機会の拡充を促進します。
- ・ 外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、コミュニケーション能力等を指導することにより、他者を受入れながら、共に行動できる力を育みます。

○ 小学校段階からの外国語活動の充実

- ・ 小学校にも外国語指導助手（ALT）を配置し、国際理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。
- ・ 平成32年度から新学習指導要領が小学校で全面实施となり、小学校3・4年生から外国語活動が始まるとともに、5・6年生で

英語が教科化されます。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく身に付けさせていくための指導内容と方法の系統性について、小・中学校間の連携を一層充実・発展させていきます。



【施策4】 情報教育の推進

○ ICT活用の推進

- ・ パソコンやプロジェクター等のICT機器を、教科指導等において日常的に活用できるよう、教育用コンピュータと関連機器の整備に努めます。
- ・ 学習に対する興味・関心・理解を促し、個に応じた学習を促進するために、ICT機器を活用した優れた実践事例の収集を進め、教員のICT機器活用能力を高めるとともに、授業の質を向上を図ります。



○ 情報モラル教育の充実

教育情報モラル指導モデルカリキュラム^(※10)や外部講師の活用などとおして、情報モラルに関する知識と理解を培うとともに、実際の場面で適切な判断や行動がとれるよう、家庭と連携した情報モラル教育の充実を図ります。

※10 教育情報モラル指導モデルカリキュラム
文部科学省により、学校において情報モラル教育の充実を目的に作成された指導資料

○ 情報活用能力の育成

小学校から中学校までの義務教育9年間で、児童生徒の情報活用能力をバランスよく育みます。各教科等における、伝達、論述、評価、説明といった学習活動において、情報手段を適切に活用することにより、思考力・判断力・表現力等の向上を図ります。

【施策5】 環境教育の推進

○ 自然体験活動の推進

- ・ 学校における環境教育の充実を図るため、外部指導者の活用や大洗海岸を中心とする自然環境を活用し、学びを深める取り組みを進めます。
- ・ ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた、実践的・体験的な活動をとおして、環境教育の一層の改善・充実に努めます。
- ・ 体験をとおして環境についての学びを深めるため、大洗わくわく科学館やアクアワールド大洗、科学研究施設などの活用を図ります。

**【施策6】 社会的な課題に対応する教育の推進**

○ 環境美化活動の推進

地域清掃などの実践的な活動に取り組み、環境を守っていかこうとする意欲や実践的な態度を児童生徒に育みます。



○ ボランティア・福祉教育の推進

- ・ 各学校において、児童生徒自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるため、ボランティア活動などの社会貢献活動を推進します。地域社会の中で、自分でできることを考えたり、実践したりする力を高めます。
- ・ 高齢者とのふれ合いやボランティア活動等の体験活動を充実させ、他の人々や社会のために役立つ体験をしながら、社会の一員としての自覚を高められるようにします。



○ 選挙・納税等に関する教育の推進

学校の教育活動の中で、選挙、納税、省エネルギーなどに対する積極的な態度、健全な消費生活を営む態度などを養います。

【施策1】 教職員の資質向上

○ 教職員研修の充実

- ・ 教員の実践的な指導力の向上を図るとともに、教職員のライフステージに応じた研修や教職員が学び合う研修、転入教職員のための地域を知る研修等を進めます。また、優れた実践例・教育に関するさまざまなデータや研究成果の蓄積と活用に努めます。
- ・ 新規採用教員に加え、2・3年次の教員を対象として取り組んでいる県の若手教員研修の制度を生かし、若手教員の指導力向上を図っていきます。
- ・ 中学校の教員が、学校の枠を超えて教科指導について学び合う、県の「中学校エリアによる研修」を有効に活用し、中学校教員の授業力向上を図っていきます。
- ・ 県教育研修センターや茨城大学等への内地留学、教職大学院への派遣、つくば中央研修への派遣等、中堅教員が学校外で研修できる機会を積極的に活用し、研修者が学校へ還元することにより、学校全体として教職員の資質能力の向上を図ります。



○ 子どもと向き合う環境づくり

- ・ 教員が一人一人の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の負担軽減や学校の業務効率化に向け、校長のリーダーシップのもと、年度毎に業務の見直しを行い、業務改善を進めます。
- ・ 教育委員会は、調査や募集等の依頼事項を精選するとともに、校務処理の電子化等に関する情報を収集し、調査・研究に努めます。

○ 幼小中連携の推進

保育所（園）や幼稚園における発達に即したアプローチカリキュラム^{※11}や小学校のスタートカリキュラム^{※12}の編成に取り組んでいきます。また、小学校における一部教科担任制の導入や、中学校区を単位とした「学習や生活のきまり」の共通化などを進めていきます。



※11 アプローチカリキュラム

小学校へ向け育ちと学びをつなぐためのカリキュラム

※12 スタートカリキュラム

学校生活に対し安心感をもてるようにするためのカリキュラム

【施策2】 学校施設の整備と学校の組織運営の改善

○ 学校施設の整備・活用の推進

- ・ 校長のリーダーシップのもと、学校のランドデザインを作成し、教職員全員で活力ある学校づくりに努めます。
- ・ 地域のコミュニティシンボルとしての活用や校舎内のオープンスペースの活用を進めます。また、災害時の避難場所としての対策も関係部局と連携し進めていきます。
- ・ 児童生徒が主体的・協同的に学ぶ学習を推進するために、タブレット端末等の導入に向けたICT環境の計画的な整備を促進します。
- ・ 児童生徒の個人情報の保護に十分配慮しながら、教職員の校務効率化のための校務運営システム等の導入の検討を進めます。

○ 学校評価の推進

教育委員会の点検・評価と学校評価の連動を図るとともに、優れた実践事例の共有等、学校の教育活動や学校運営の改善充実について支援を進めます。

【施策3】 子どもの安心・安全の確保

○ 安全教育の推進

- 子どもたちの安心と安全を確保するため、すべての学校で学校安全に関する計画を作成し、適切な実施に努めます。また、子どもたちに危機対応力の基礎を身につけさせるために、避難訓練や防災教室などを計画的に実施します。
- 発達段階に応じた安全教育を系統的に実施し、危険を予測したり、回避したりできる力を育成します。児童生徒が自らの命を守り主体的に判断し、行動する態度を育成していきます。



○ 学校の危機管理体制の整備

- 各学校において、危機管理マニュアルを作成するなど危機管理体制を整備するとともに、すべての教職員が共通理解を図り、事件・事故・災害等が発生した際に児童生徒の安全を確保できるよう、訓練を行っていきます。

○ 家庭・地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

- 児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への啓発や学校安全サポーター等との連携を図り、地域ぐるみで学校の安全体制の整備を進めます。

【施策4】 学習環境の整備・充実

○ 就学に係る援助の充実

- ・ 経済的な理由により、就学に困難を抱えている児童生徒に対して適切な支援を進めます。
- ・ 家庭の経済状況等を踏まえ、国の補助制度を活用しながら、幼稚園就園奨励事業および要保護・準要保護児童生徒援助事業を、こども課・福祉課と学校教育課が連携を取りながら進めていきます。
- ・ 経済的理由で高校や大学への就学が困難な方のために、町独自の奨学金の給付や貸与を行います。

○ 学校図書室・教材の整備

教育環境づくりの一環として、利用しやすく居心地のよい空間づくりを進めます。また、小中学校図書室の資料や、教育活動を充実させる教材の整備を進めます。

1 計画の点検と評価について

(1) 実施内容の重点化

本基本計画にて取り上げる内容は多岐にわたっています。そのため、それぞれの取り組みについては、年度ごとに重点化を図り、その実効性を高めるとともに、実施期間全体をとおしてバランスをとるようにします。

(2) 検証・評価の方法

原則として、総括的な面で、教育委員会が年度ごとに実施する「大洗町教育に関する事務管理及び執行状況の点検・評価」を活用します。加えて、個別の施策については、幼稚園および各学校が実施する学校評価（自己評価及び学校関係者評価）を活用します。

また、関係各課の連携・協力を得て実施する施策については、各課の年度ごとの評価状況を指標として利用します。

なお、年度ごとの検証・評価は、次の年度の「大洗町教育に関する事務管理及び執行状況の点検・評価」の時期に合わせて行います。

2 計画推進にあたっての関係機関との連携

家庭・地域社会の教育への期待に応え、充実させていくために、関係諸機関との連携・協力及び地域づくりを担う諸団体と積極的に協力をしていきます。



引用 · 参考文献

《引用・参考文献》

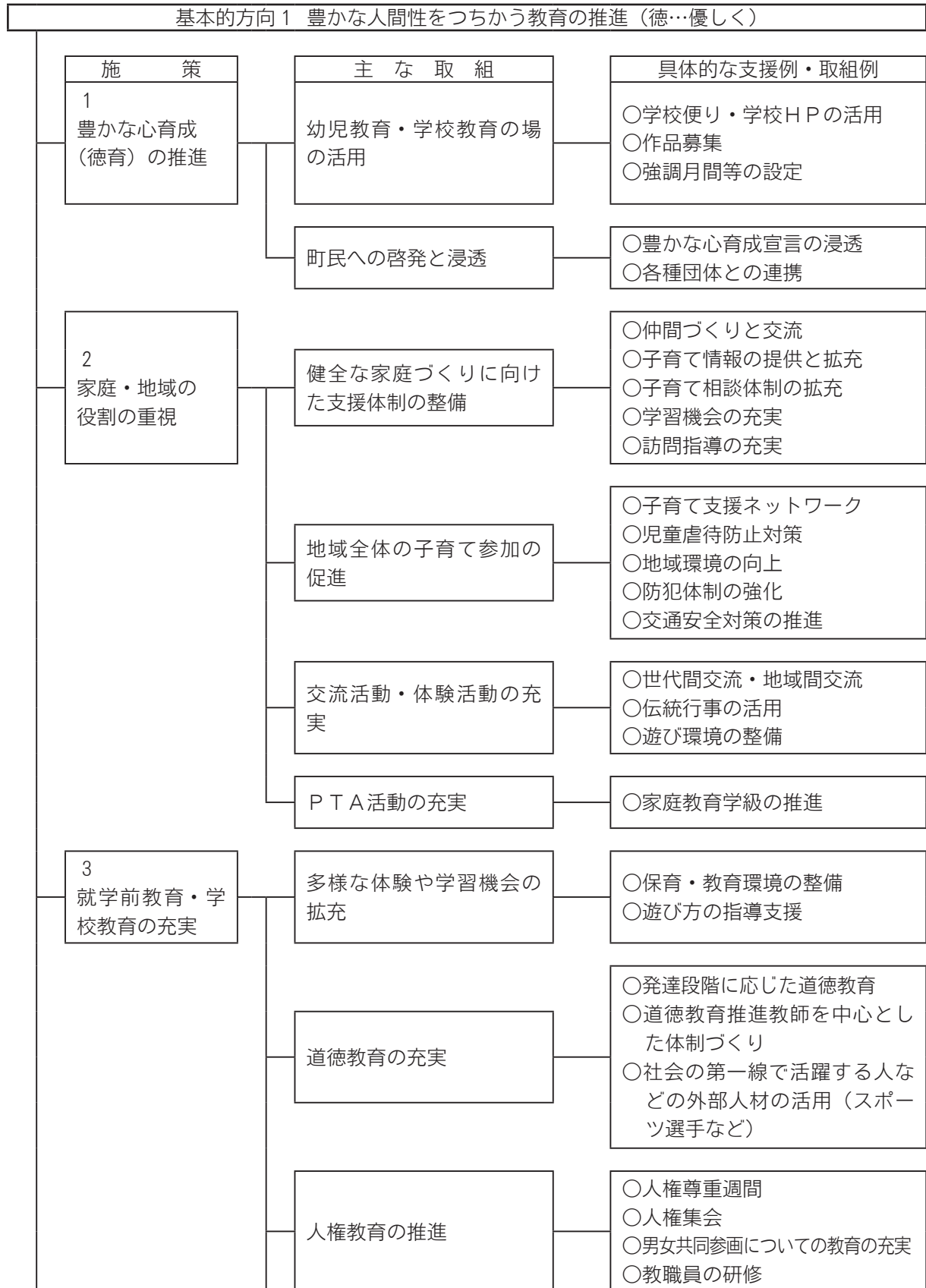
- ・大洗町（H22）第5次大洗町総合計画
- ・大洗町（H22）大洗町次世代育成支援行動計画
- ・大洗町教育委員会（H18）大洗町生涯学習推進計画
- ・大洗町教育委員会（H23）平成23年度教育要覧
- ・大洗町教育委員会（H24）平成24年度教育要覧
- ・茨城県（H23）茨城県総合計画（改定）いきいきいばらき生活大県プラン
- ・茨城県教育委員会（H23）いばらき教育プラン
- ・茨城県教育委員会（H24）平成24年度学校教育指導方針
- ・茨城県教育委員会保健体育課（H17）望ましい運動部活動の在り方（改訂版）
- ・文部科学省（H22）学校・家庭・地域が力をあわせ、社会全体で子どもたちの「生きる力」をはぐくむために～新学習指導要領スタート～生きる力
- ・文部科学省（H20）教育振興基本計画
- ・子どもの徳育に関する懇談会（H21）子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）文部科学省
- ・中央教育審議会（H8）21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会第一次答申） 文部科学省
- ・中央教育審議会（H12）少子化と教育について（報告）の要旨 文部科学省
- ・文部科学省（H20）信頼される学校づくりをめざして（文部科学白書）
- ・中央教育審議会（H10）新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機－文部科学省
- ・中央教育審議会（H17）新しい時代の義務教育を創造する（答申） 文部科学省
- ・文部科学省（H14）「確かな学力」を育む「わかる授業」の創意工夫
- ・文部科学省（H16）「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちにはぐくむために
- ・中央教育審議会（H14）子ども体力向上のための総合的な方策について（答申）文部科学省
- ・文部科学省（H24）地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進に いて（報告）
- ・文部科学省（H18）スポーツ振興基本計画
- ・文部科学省（H15）子どもの読書活動推進HP
- ・国土審議会政策部会長期展望委員会（H23）国土の長期展望 国土交通省
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H16）「社会性の基礎」を育む「交流活動」・「体験活動」－「人とかかわる喜び」をもつ児童生徒に－
- ・埼玉県・埼玉県教育委員会（H21）生きる力と絆の埼玉教育プラン
- ・小田原市教育委員会（H15）おだわらっこ教育プラン
- ・長崎県教育委員会他（H18）子どもの学びの習慣化【学習習慣・生活習慣の確立】～家庭との連携を通して～
- ・奈良県教育研究会（H15）社会性の基礎をはぐくむ～事例から考える保育の視点～
- ・坂本昇一（H17）生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習
- ・文部科学省（H25）第2期 教育振興基本計画
- ・茨城県教育委員会（H28）いばらき教育プラン
- ・中央教育審議会（H27）「論点整理」（教育課程企画特別部会） 文部科学省
- ・中央教育審議会（H28）「審議のまとめ」（教育課程企画特別部会） 文部科学省
- ・大洗町（H27）第5次大洗町総合計画 後期基本計画
- ・大洗町（H28）大洗町教育大綱
- ・茨城県教育委員会（H28）いばらき教育プラン

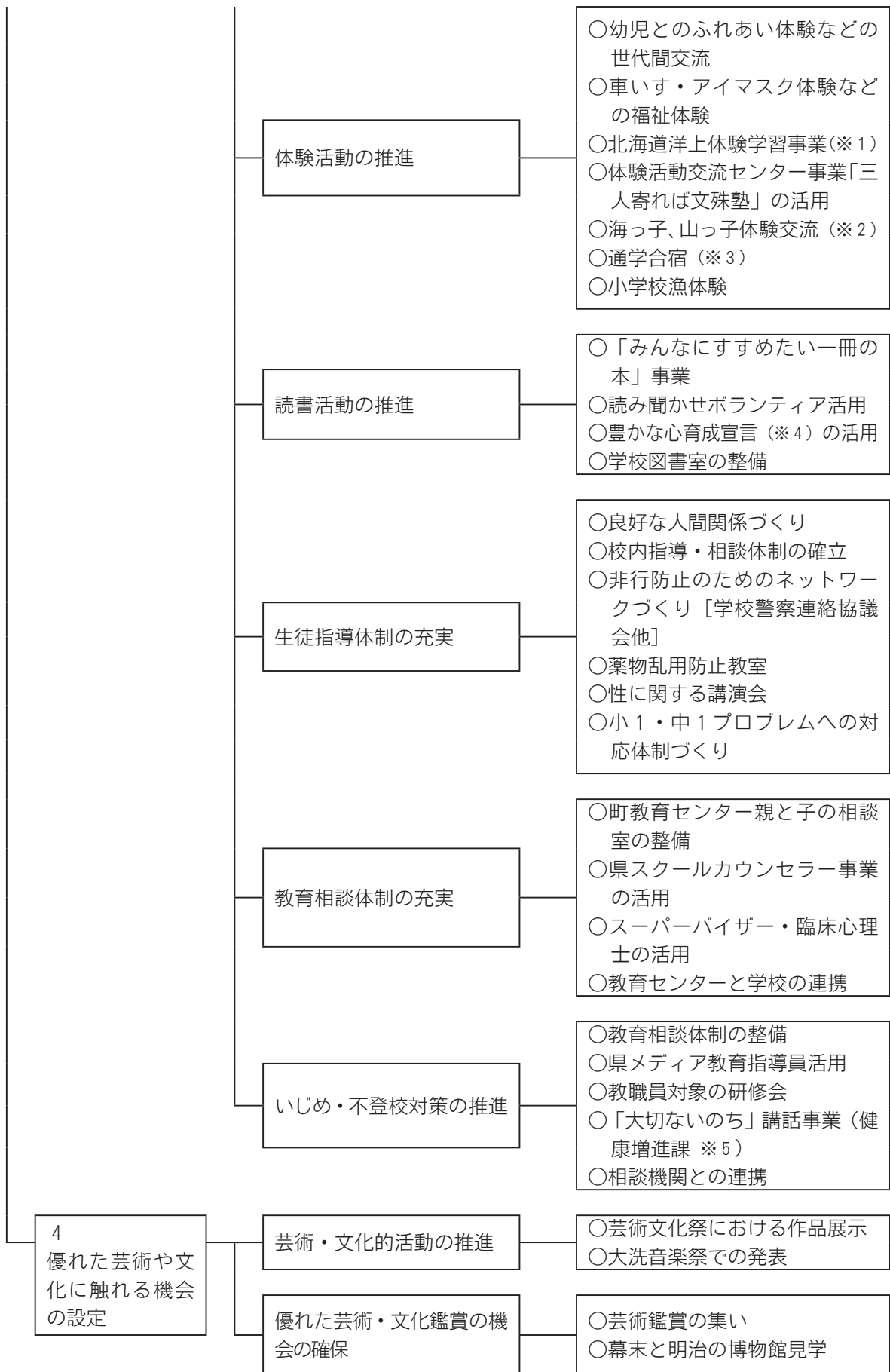


參考資料

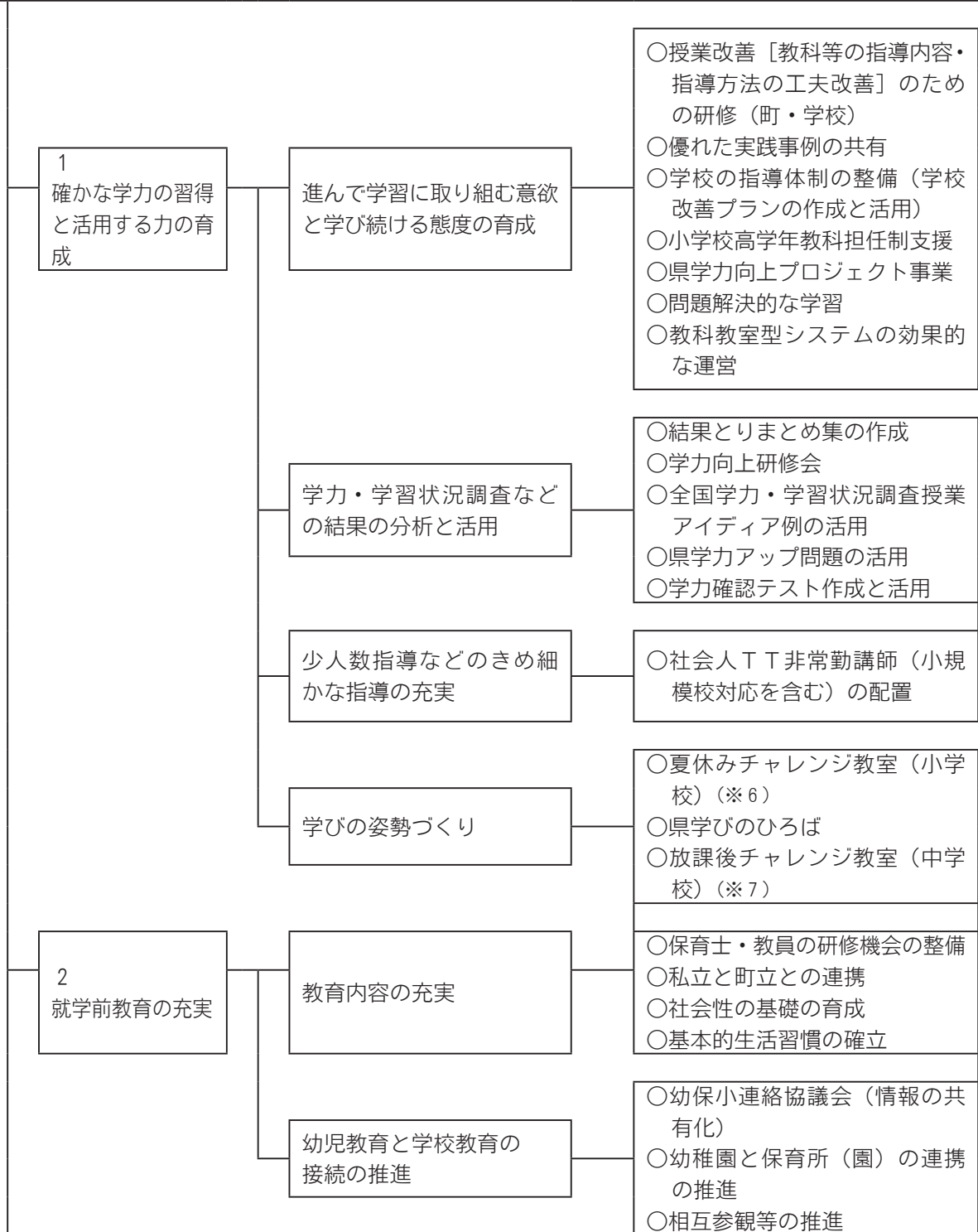
参考資料 本計画の基本体系

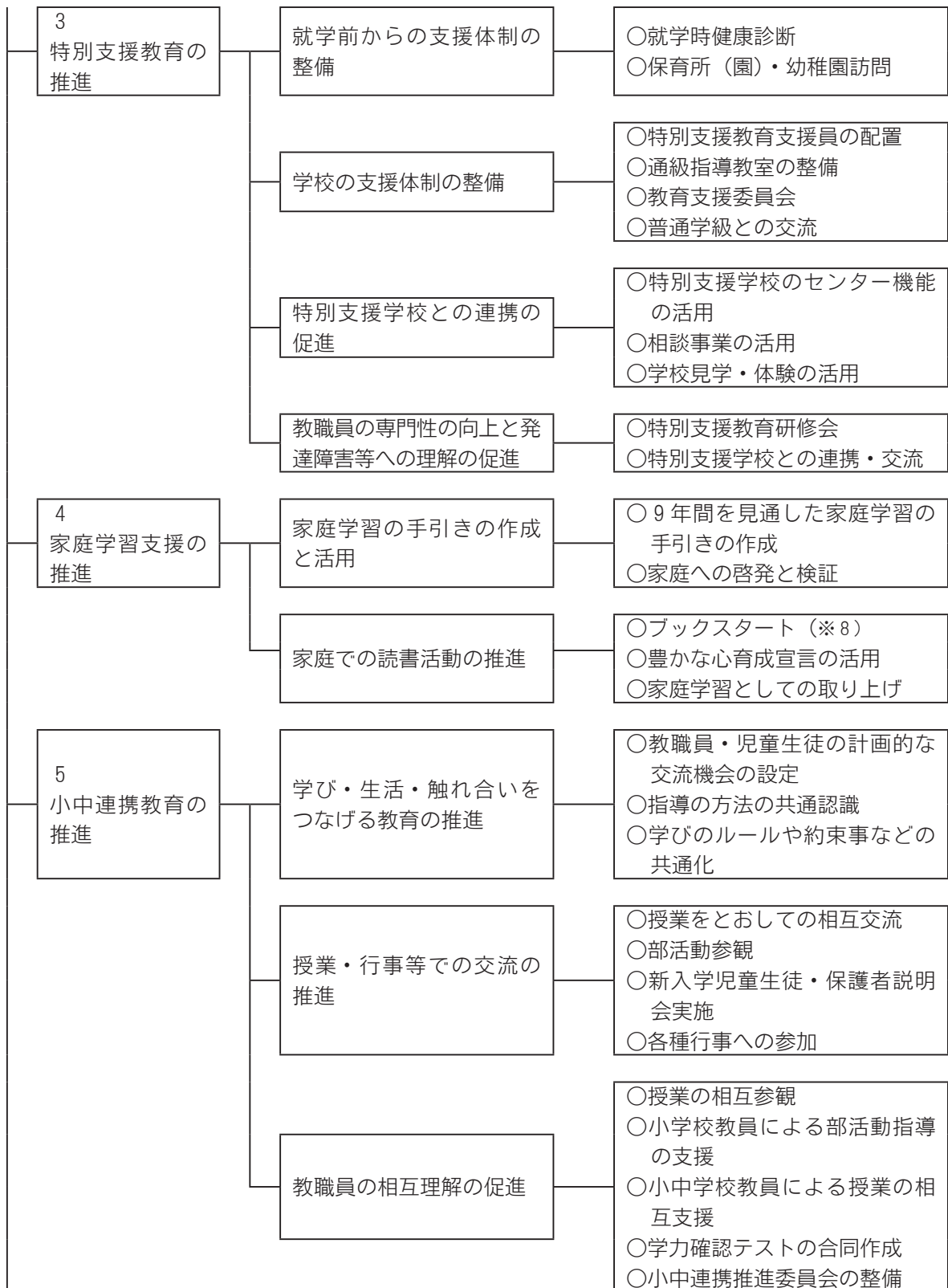
◇ 大洗町の教育振興基本計画の施策体系図



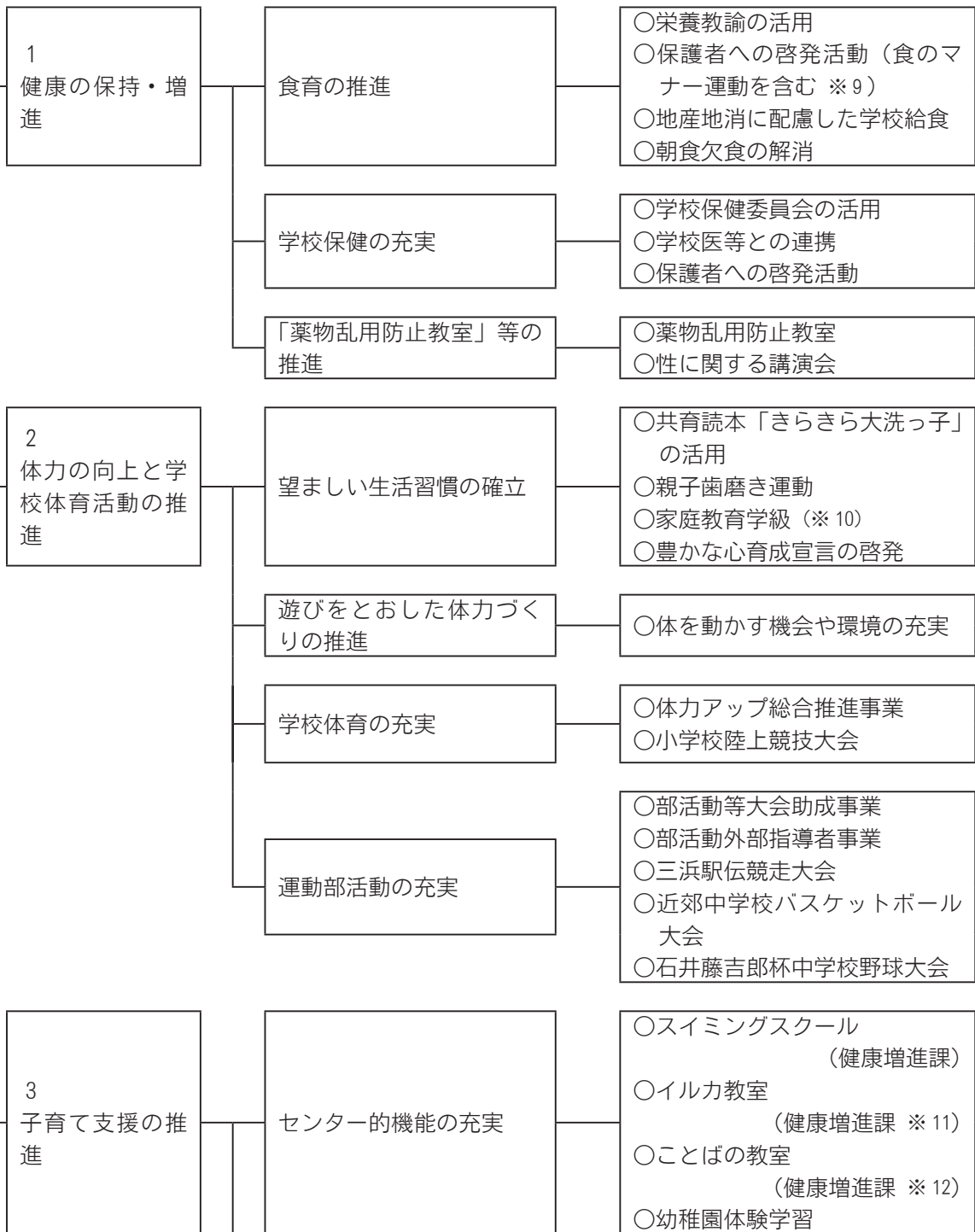


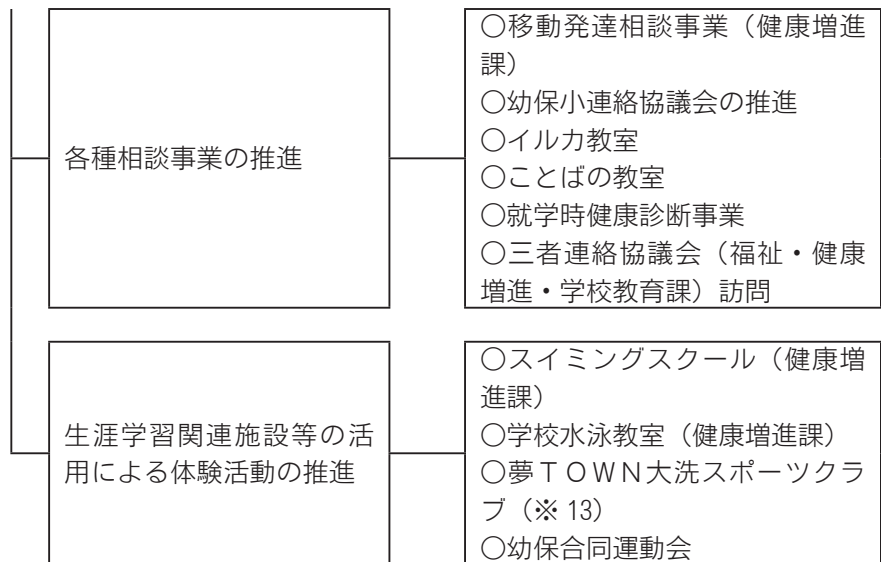
基本的方向 2 確かな学力の習得と活用する力の育成（知…賢く）



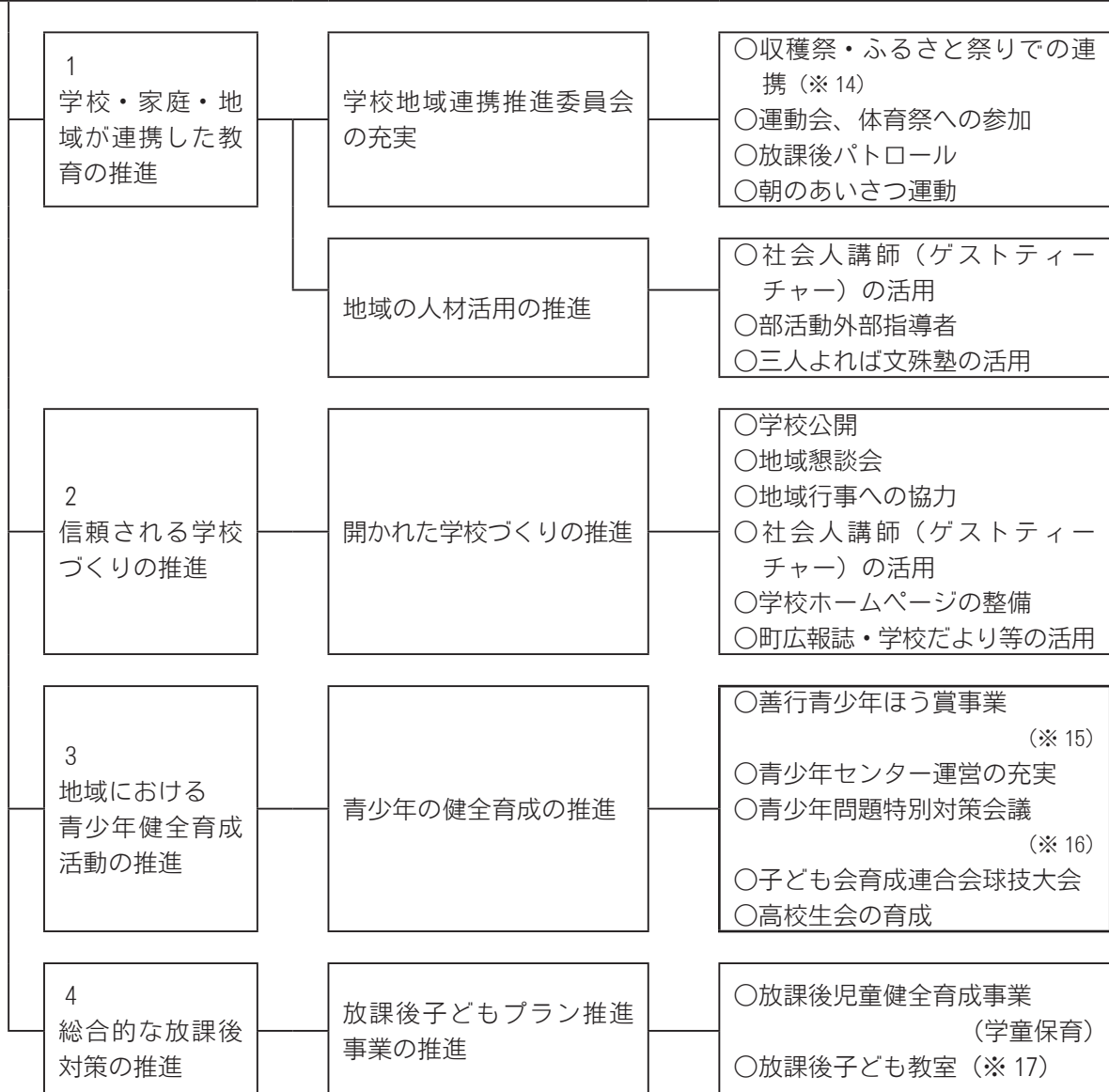


基本的方向3 健康な心と体を育てる教育の推進（体・情…たくましく）

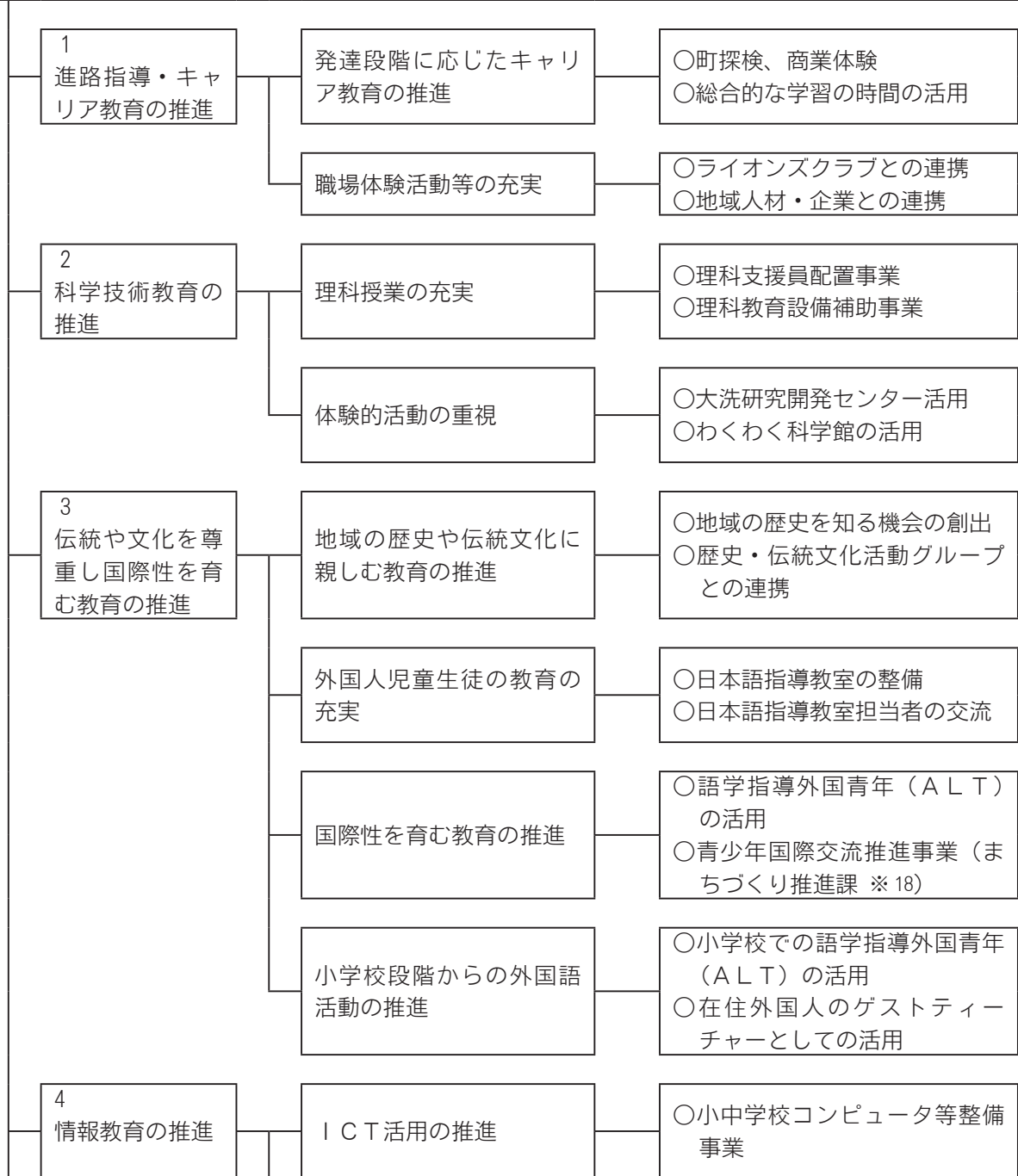


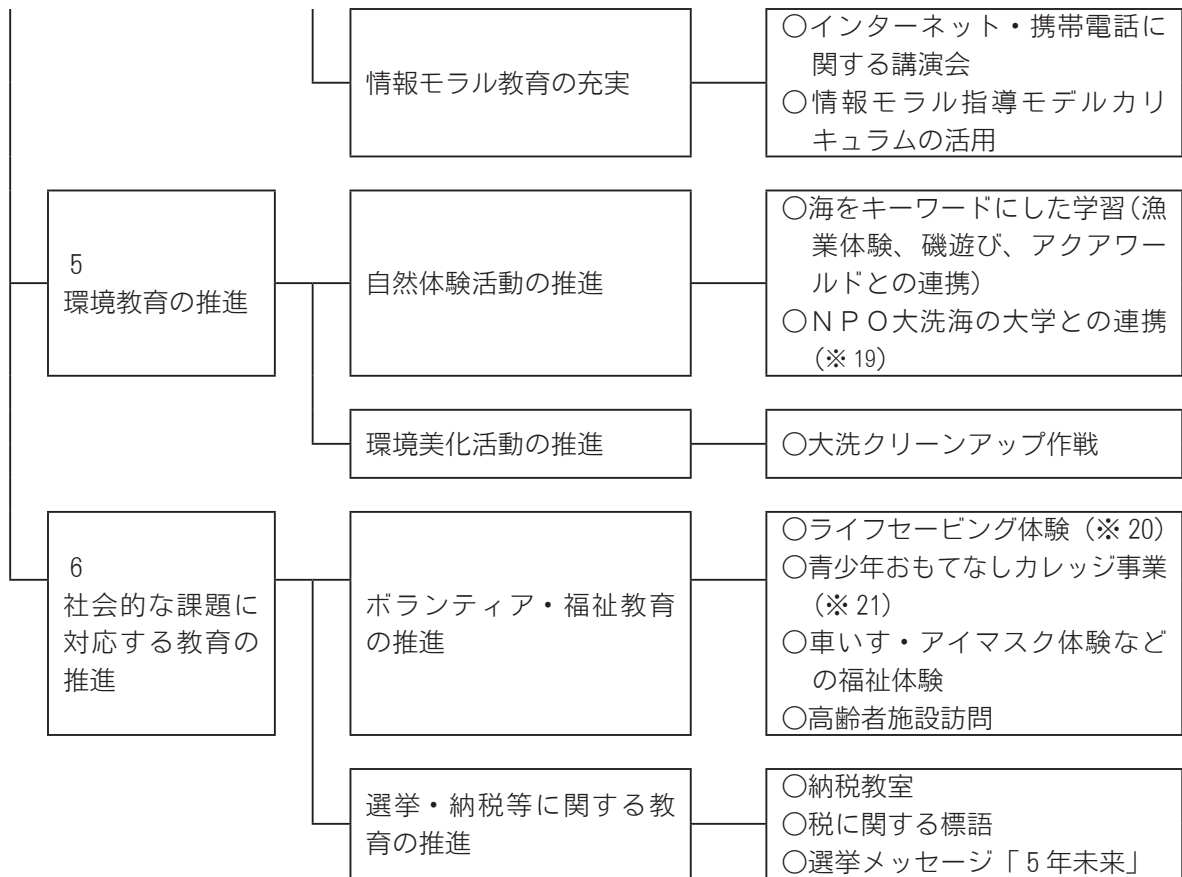


基本的方向4 学校・家庭・地域の連携

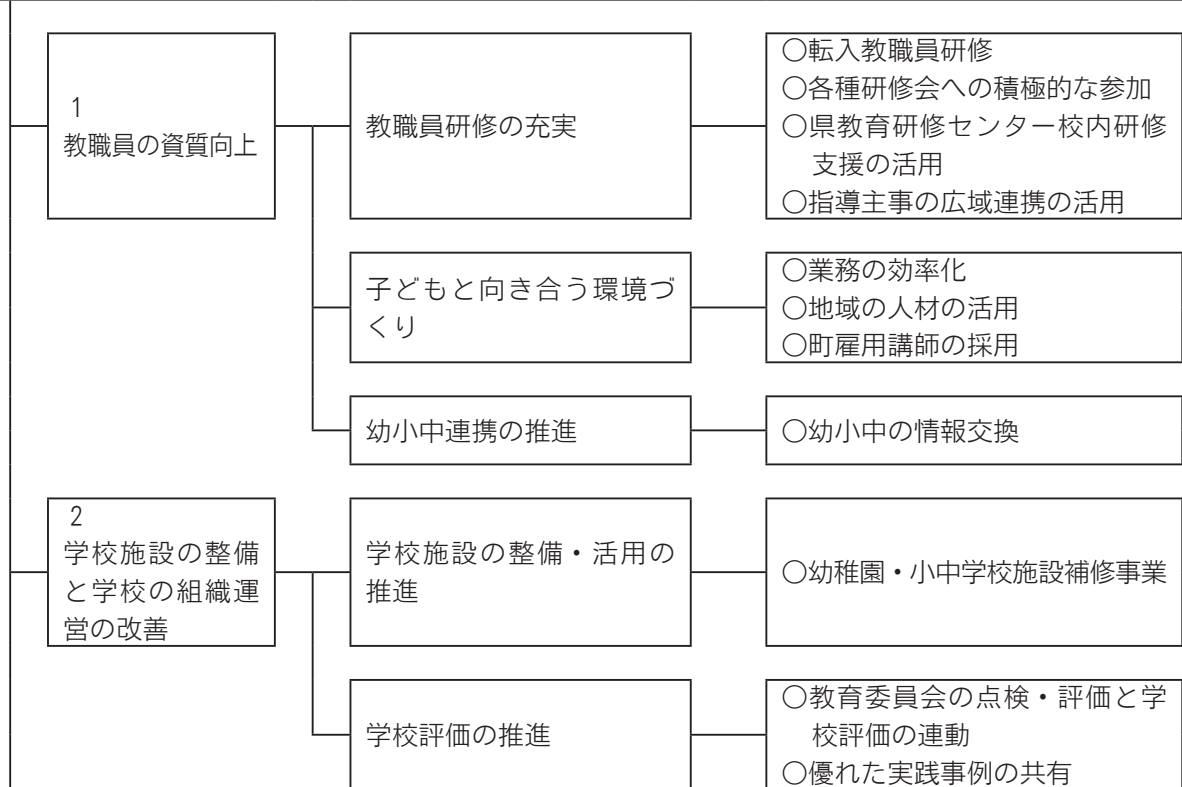


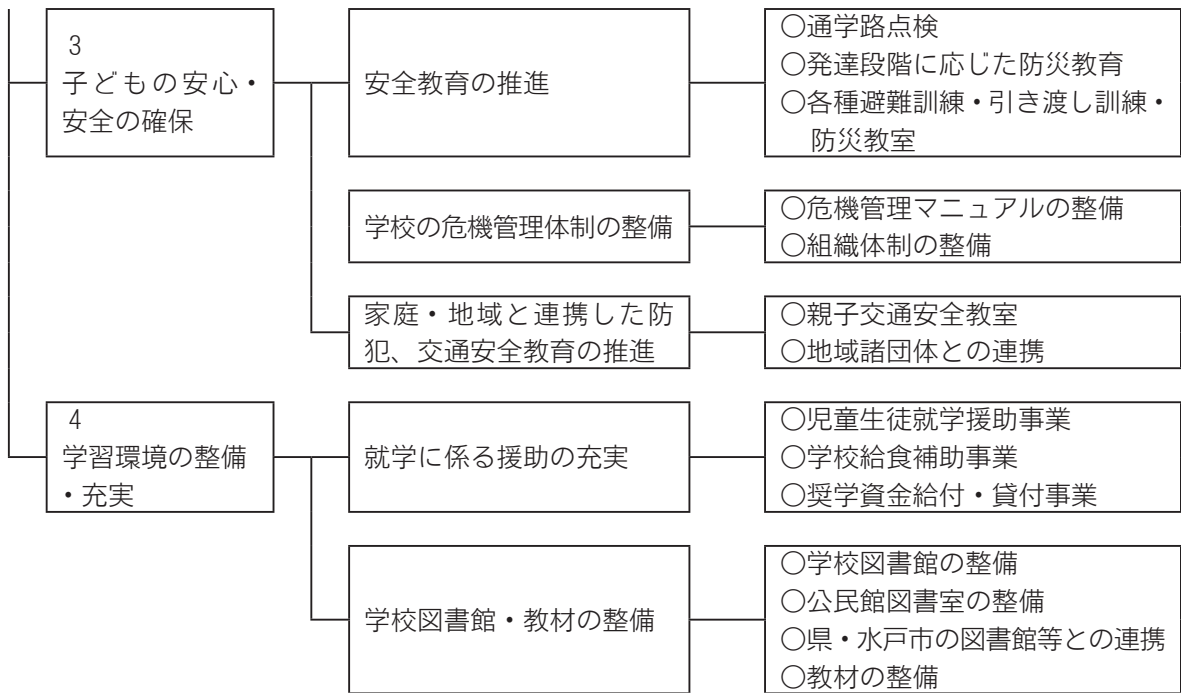
基本的方向5 社会の変化に対応した教育の充実





基本的方向6 安心して学べる質の高い教育環境づくり





※は、参考資料参照

※1 北海道洋上体験学習

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同宿泊生活や団体行動をとおして、友を思いやる心、自主性・社会性を養う。 ○ 北海道の自然が育む生活や社会および歴史に触れ、自然に親しむ心と豊かな人間性を培う。
対象	小学校6年生希望者
内容	<p>平成14年度より、カーフェリーを利用して北海道での4泊5日の共同学習を実施している。地域のボランティアや子ども会等の育成者を中心に活動が組織され、高校生会の支援も受けて実施されている。</p> <p>ほとんどの児童が参加しており、町の取組として定着している。保護者・参加者からも好評を得ている。</p>

※2 海っ子、山っ子体験交流

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異なる環境に育つ同世代の子どもの交流から、集団生活をとおしての社会性や自主性を養う。 ○ 自らが住むふるさを見つめ直し、郷土を愛する心を涵養する。
対象	小学校4・5年生希望者
内容	<p>栃木県茂木町の子ども達と、お互いの町を訪問し合いながら交流を深める。テント設営やキャンプファイアーなどの宿泊を伴う活動を中心に、茂木町での山歩き体験や大洗町でのライフセービング体験など、お互いのふるさとの自然を生かした活動を実施し、子ども達の生きる力を育む事業となっている。</p>

※3 通学合宿

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭を離れ、異年齢集団による宿泊生活をとおして、自主性・協調性・忍耐力等を養う。
対象	小学校4・5年生希望者30名
内容	<p>大洗町体験活動交流センターに一週間宿泊し、自分たちで食事をつくり、掃除・洗濯を行い、夜はさまざまな生活体験を行い、力を合わせて生活をする。</p>

※4 豊かな心育成宣言

目的	○ 町ぐるみで「豊かな心の育成」に取り組むことをとおして、子どもたちに望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、感謝や思いやりなどの心を育てる。
対象	町民
内容	「あいさつ、朝ご飯、読書、お手伝い」の4つのキーワードをもとに、保育所（園）、幼稚園、小中学校を核としながら、全町民をあげて取組を進める。

※5 「大切ないのち」講話事業

目的	○ 核家族の増加、親子関係の希薄化などが進む中、あらためて命の大切さや、親子関係を見直す機会とする。
対象	小学校3年生、中学校2年生
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 命が誕生するまでの過程を知ることにより、待ち望まれて生まれたたった1つの大切な宝物だということを実感してもらう。 ・中学校 小学校の内容に加え、自分と異性の思春期の体の変化を知ること、お互いを尊重できるように考えながら取り組める授業を行う。

※6 夏休みチャレンジ教室（小学校）事業

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで学んできた基礎的・基本的な内容の確実な習得をめざす。 ○ 自ら設定した課題に対して、教師や友だちとともに解決をめざすことをとおして、学ぶ意欲の向上を図る。
対象	小学校4～6年生希望者
内容	県で実施する「学びのひろば」事業を拡大し、小学校4～6年生の希望者を対象として、町雇用の学習サポーターを中心に、夏季休業中の10日間、学習の支援あたる。

※7 放課後チャレンジ教室（中学校）事業

目 的	○ 授業の補充や受験に向けての基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るとともに、自ら学ぶ意欲の向上をめざす。
対 象	中学校3年生希望者
内 容	中学校3年生を対象として、町雇用の学習サポーターを中心に、週3日間の放課後の学習会を実施する。おおよそ10月から2月までの期間で実施。

※8 ブックスタート

目 的	○ 家庭での読み聞かせをきっかけとして、親子のつながりを深める。
対 象	乳幼児をもつ保護者
内 容	文字が読めない乳幼児でも、保護者が絵本を読み聞かせると大変興味をもち、親子が楽しい時間をわかち合うことができる。このことにより親子の絆を深め、同時に心のケアにもつながるよう取組を実施する。 ボランティアによる本の手渡しの活用も図る。

※9 保護者への啓発活動（食のマナー運動を含む）

目 的	○ 食への関心を高め、健康な生活の基本となる食を営む力を育成す。
対 象	幼児・児童・生徒・保護者・教師（保育者）
内 容	栄養士や栄養教諭による巡回指導を実施し、子どもや教師・保護者の食に対する関心を高め、健康な生活の基本となる食を営む力を育成する。

※ 10 家庭教育学級

目 的	○ 相談相手に恵まれないなどの理由から子育てに自信をなくす親に対して、学習の場や悩みを話し合える場を提供し、自信をとりもどさせることをめざす。
対 象	保護者
内 容	保護者自身が親としての役割や子どもの心の理解など、家庭が本来もつ役割を再認識させる機会となるよう保護者同士の交流を通じて、支え合う関係づくりを進めている。

※ 11 イルカ教室

目 的	○ 発達に心配を抱えたお子さんの保護者に対して、定期的に支援や助言を行うとともに、小集団での療育を行い、社会適応能力の育成や家庭生活の円滑化を図る。 ○ 関係機関との調整を図るとともに、必要に応じて医療との連携を図り、包括的な療育支援を行う。
対 象	発達に心配のある子とその保護者 主に1歳6か月児健診、3歳児健診の事後フォロー教室として開催。その他随時、各保育所（園）や各種健診などで相談があった子も対象とする。
内 容	小集団での遊びやおやつの時間をとおした療育を行う。また、随時保護者への相談員による個別相談を実施している。

※ 12 ことばの教室

目 的	○ ことばの遅れや吃音、発音の不明瞭さなどのある子と保護者に対して、専門的な指導・助言を行い、子のことばの発達を促す。
対 象	ことばの遅れや吃音、発音の異常などのある子（未就学児）と保護者
内 容	月2回、ことばの指導士による個別指導を実施する。 子に対する指導だけでなく、保護者からの相談に応じ、かかわり方や家庭での訓練について指導・助言を行う。

※ 13 夢TOWN大洗スポーツクラブ事業

目的	○ 「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」をキーワードに、スポーツ大会や運動を始めるきっかけづくりの場を提供することをおして、住民の健康づくりと豊かな地域社会づくりを進める。
対象	町民、各小・中学校児童生徒、PTA等
内容	全国的に総合型地域スポーツクラブの設置が進んでおり、町でも「夢TOWN大洗スポーツクラブ」を平成19年に設立した。「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」をキーワードに、スポーツやレクリエーションを身近に楽しめる環境をつくり、バレーボールや子どもスキーなどの各種スポーツ教室を開講している。

※ 14 収穫祭・ふるさと祭りでの連携

目的	○ 学校と地域の活性化や子どもたちの望ましい成長の一助とする。
対象	町民、小学校児童、保護者、教職員
内容	秋季の土日を活用し、地域の高齢者等を招くなどして、学校と地域が連携して取り組んできた事業の成果を発表する。

※ 15 善行青少年ほう賞事業

目的	○ 学校や地域で日頃から善行、奉仕活動を積み重ねている児童生徒に光をあて表彰し、善意や親切心を伸ばし、人を思いやる心をもつ、地域の未来を背負う青少年を育成する。
対象	小・中・高等学校の児童生徒
内容	大洗町青少年よい行いをたたえる規則をもとに、日頃から善行に努めている児童生徒を、児童生徒相互や地域からの推薦をもとに表彰を行う。

※ 16 青少年問題対策会議

目 的	○ 大洗町青少年センターを中心に、青少年がかかえる深刻な問題の対応にあたり、問題の軽減・解消をめざす。
対 象	小・中・高等学校児童生徒
内 容	児童生徒の問題行動に対して、学校や関係機関と連携しながら、組織的な対応を行う。また、非行防止対策の企画・立案、広報活動、情報交換、研修会への参加等を実施する。

※ 17 放課後子どもプラン

目 的	○ 保護者が安心して子育てができる環境を整える。
対 象	各小学校児童
内 容	各小学校区ごとに指導員を配置し、放課後の児童の学習や遊び等の場を設けている。

※ 18 青少年国際交流推進事業（まちづくり推進課）

目 的	○ 子どもたちに日本人として、また、大洗っ子としての自覚を育て、主体的に生きていく上での資質や能力を育成する。 ○ 広い視野をもち、異文化を理解し尊重するとともに、異なる習慣や文化をもった人々と共生していくための資質や能力を育成する。
対 象	各中学校生徒
内 容	本町は、平成 18 年にスウェーデン王国ニーショーピン市と友好都市を締結しており、その締結合意書の中の 1 つに青少年同士の往来による交流がある。隔年にて、本町の中学生の代表がニーショーピン市を訪問するとともに、ニーショーピン市より青少年を迎え入れている。 また、異文化理解を進めるために、地域に住む外国人と交流する機会を設定している。

※ 19 NPO大洗海の大学との連携

目的	○ NPO法人大洗海の大学の協力のもと、児童生徒にさまざまな体験活動を実施し、協力・責任・郷土愛等を養う。
対象	各小学校児童
内容	体験活動交流センターや海岸等を活用して、釣り体験、カヌー教室、砂のアート等の体験活動を実施する。

※ 20 ライフセービング体験

目的	○ 大洗町の自然環境を生かし、サンビーチ海水浴場において、大洗サーフライフセービングクラブの協力のもと、責任感や思いやり、ふるさとを愛する心を養う。
対象	各小中学校児童生徒
内容	大洗サーフライフセービングクラブの協力を得て、ジュニアライフセービングの資格を取得できるプログラムを実施する。また、短時間の体験コースも行っている。

※ 21 青少年おもてなしカレッジ

目的	○ おもてなしの心を体得し、大洗町のため、茨城県や日本のために活躍する国際性豊かな青少年の育成を目指す。2019年茨城国体、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、継続的におもてなしボランティアの青少年を養成する。
対象	小学校5・6年生、中・高校生の希望者
内容	各分野のスペシャリストに講師を依頼し、「おもてなし」について学び理解を深める。また、体験活動として大洗町へ訪れた観光客に対し、大洗町の観光案内等を行う。

第 2 期教育振興基本計画

発行日 平成 29 年 3 月
発行 茨城県大洗町教育委員会
茨城県東茨城郡大洗町磯浜 6881-275
TEL 029-267-5111
編集 大洗町教育委員会

